

(受理番号) 3-4	(受理年月日) 令和3年5月21日
	陳 情
<p>件 名</p> <p>要 旨</p>	<p>福島第一原発の放射能汚染水を海洋投棄しないよう求める意見書の提出について</p> <p>福島原発から流されるトリチウムを含む処理水は、本当に安全なのか。当初、東京電力は、汚染水に含まれる放射性物質の情報を正確に発信しておらず、多くの方はアルプス（多核種除去設備）ではトリチウムだけが処理できずに基準値を超えていると思われている。</p> <p>ところが、2018年8月の河北新報などによると、2017年度のデータでは、ヨウ素129、ルテニウム106、テクネチウム99が告示濃度限度を65回も超えていることがわかった。</p> <p>2019年3月1日時点に保管してあるアルプス処理水のデータを見ると62核種において、約8割が告示濃度限度を超えており、告示基準濃度の19900倍にもなる放射性物質も存在している。</p> <p>現状は、アルプスでは放射性物質を十分に除去出来ておらず、処理水はプルトニウムなどを含む汚染水のままだということがわかる。さらに汚染水に含まれる炭素14について、東京電力は最近まで、その存在さえチェック出来ていなかった。その後、2次処理をすることでいたが、その結果の詳細報告の公表もされていない。また、告示基準濃度を超えたトリチウムについても、安全性に疑問が残る。トリチウムの半減期は12.3年で、リスクが無視できる状態になるまで120年以上かかるという主張もある。また、体内でタンパク質や糖などにくっつき長期間留まる。</p> <p>そのような状況の中、現時点において、福島原発の汚染水をアルプスで処理した処理水を海に放出することは、非常に大きな問題がある。公聴会では、漁業従事者から「試験操業を繰り返し、やっと本操業が見えてきたのにトリチウム汚染水が放出されたら、今までの苦労が水の泡になってしまう。後継者を育てないと技術の継承もできず、福島漁業は壊滅してしまう。」と切実に訴えられ、漁業に極めて深刻な影響を与える可能性が大である。</p> <p>告示濃度基準を超えた処理水をアルプスで再処理しても、汚染水が告示濃度基準を下回るのかどうかも不透明である。周辺海域にいる魚が生体濃縮などにより、放射性物質に汚染される可能性はゼロではない。「トリチウムはすでに原発が流している」という言説があるが、既に流しているということが、安全であるということの証明には全くなならない。</p> <p>過去に開催された多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会では、福島原発敷地内の残土置き場にタンクを設置することや原発の敷地を広げることなどもできるのではとの意見も出されている。トリチウムを除去する技術も研究が進んでいると聞く。時間や費用がかかっても、汚染されたものを海洋投棄するという選択肢は絶対取るべきではない。</p> <p>大量に汚染水を海洋投棄し、将来「問題があった」では手遅れである。危険性を指摘する意見がある限りは、他の方法を選択すべきである。</p> <p>原発事故により甚大な被害を被っている被災者に汚染水の海洋放出によっ</p>

て追い打ちをかけるようなことがあってはならない。これまで福島県産の農畜水産物などの安全性の確保や風評被害の克服に取り組んできた生産者の努力と将来への展望を根底から覆すことになる。

政府、東京電力は、福島と周辺の住民にとって加害者である。とりわけ自由民主党政権は住民の反対の声を暴力的に押しつぶし、危険とわかっている原発を拡大してきた大きな責任がある。被害者が「やめてくれ」と訴えることを、加害者が強引に行うなど決して許されることではない。

放射性物質は拡散させないことが原則である。汚染水を海洋投棄しないよう国、東京電力に意見書を提出するよう陳情する。